

**「速旅 新穂高ロープウェイ 共通利用券付ドライブプラン」に係る
速旅商品券類付ドライブプラン共通規約別表**

「速旅 新穂高ロープウェイ 共通利用券付ドライブプラン」のご利用においては、速旅商品券類付ドライブプラン共通規約とともに、以下の別表 1 から別表 1 1 までが適用されます。

別表 1：商品券類の内容

名称	新穂高ロープウェイ 共通利用券
額面	500 円
販売価格	500 円
券構成	500 円券 × 1 枚
発行者	奥飛観光開発株式会社
有効期限	引換当日限り
使用方法	別表 2 に記載の施設での代金支払い時に券片記載の額面の金券として使用可能。 釣り銭は支払われません。

別表 2 商品券類利用可能施設

利用対象施設名	住所	引換時間※	定休日
新穂高ロープウェイ施設内 売店・喫茶・軽食 (※新穂高ロープウェイご乗車にはご利用 できません。)	岐阜県高山市 奥飛驒温泉郷新穂高温泉	8:30～17:00 【8/1～8/31 は 8:00～17:00】	年中無休

別表 3：本プランの利用可能期間

利用可能期間	2025 年 10 月 1 日(水)～2026 年 9 月 30 日(水)
--------	---------------------------------------

別表 4：本プランの申込期限

申込期限	E67 安房峠道路 平湯料金所を通過するまで
------	------------------------

別表 5：商品券の引換場所

利用対象施設名	住所	引換時間※	定休日
新穂高ロープウェイ 第 1 ロープウェイ 新穂高駅温泉駅 2 階出札窓口 または 第 2 ロープウェイ しらかば平駅 2 階出札窓口	岐阜県高山市 奥飛驒温泉郷新穂高温泉	8:30～16:15 【8/1～8/31 は 8:00～16:15】	年中無休

別表 6：商品券の引換方法

申込確認書の媒体	商品券の引換方法
インターネットに接続可能なスマートフォン又はタブレット端末の画面	別表 5 に記載の引換場所において左記媒体による申込確認書を提示し係員の指示に従い左記媒体において引換番号を入力し画面認証を行います。 申込確認書の提示のみでは商品券を引換することができません。 左記媒体の紛失、故障、電池切れ又は通信不能等による場合でも、申込確認書の確認及び画面認証が行えない場合は、商品券を引換することができません。

別表 7：発着付き周遊エリア内乗り放題コースの料金及び利用日（金額は本プラン利用 1 回あたりの料金）

プラン名	発着 エリア 番号	周遊 エリア 記号	料金 （普通車）	料金 （軽自動車等）	高速定額 利用可能期間	商品券引換日
対象プランの設定なし						

別表 8：発着なし周遊エリア内乗り放題コースの料金及び利用日（金額は本プラン利用 1 回あたりの料金）

プラン名	周遊 エリア 記号	料金 （普通車）	料金 （軽自動車等）	高速定額 利用可能期間	商品券引換日 （注 1）
共通利用券 （500 円分） 【A（2 日間）】 ＜発着なし＞ 安房峠道路乗り放題 プラン	A	<u>1,600 円</u> （内訳） [高速定額利用] 1,100 円 [共通利用券] 500 円	<u>1,380 円</u> （内訳） [高速定額利用] 880 円 [共通利用券] 500 円	お客さまが指定 する利用開始日 から連続する 最大 2 日間	左記の高速定 額利用可能期 間のうち 1 日

注 1 速旅商品券類付ドライブプラン共通規約第 16 条第 3 項に記載の場合を除く

別表 9：高速定額利用（発着エリア）

記号	対象路線	対象インターチェンジ
対象プランの設定なし		

別表 10：高速定額利用（周遊エリア）

番号	区間
A	・安房峠道路（全線）

別表 11：商品券の引換を行わなかった場合の代替商品の発送に関する事項

代替商品の内容	配送費用の負担	申し出の有効期間	商品券発行者が指定する発送者
別表 1 に定める商品券類	申込者負担	施設利用日から 2 か月間	なし

別表 12：申込者の個人情報を提供する先として指定する者

指定者	別表 2 に定める商品券類利用可能施設
-----	---------------------